

田辺市告示第161号

平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について

平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決されたため、当該議決を踏まえて次のとおり必要と認める措置を講じたので、当該措置の内容を同条第7項の規定により公表する。

令和元年12月26日

田辺市長 真 砂 充 敏

平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について

1 平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算の認定に係る議決の内容

平成29年度の田辺市水産振興会（以下「水産振興会」という。）に交付した海面環境保全事業費補助金において、実際のごみ回収量を上回る実績に基づき補助金が交付されていたことが判明し、他の水産関係事業についても調査途上であった中、平成29年度田辺市一般会計予算が適切かつ効率的に執行されていないことは明らかであり、また原因究明や今後の対応策等も示されていないことから、平成30年第4回田辺市議会定例会において、平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算の認定に関する議案が否決された。

2 平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算に含まれている不適正支出の概要

平成29年度に水産振興会に対して交付した海面環境保全事業費補助金及び和歌山南漁業協同組合（以下「和歌山南漁協」という。）に対して交付したマダイ放流育成事業費補助金、イサキ放流育成事業費補助金、クエ放流育成事業費補助金、ガシラ放流育成事業費補助金、ナマコ漁場造成事業費補助金、水産物販売促進事業費補助金、地域水産物加工商品開発事業費補助金、ヒロメ販売市場拡大事業費補助金及び漁場環境改善事業費補助金において、領収証等を偽造するなどして虚偽の実績報告をし、補助金3,318,914円が過大に支払われるという不適正な支出が平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算に含まれていた。

3 不適正支出に関する調査結果等

(1) 発覚の経緯について

平成30年4月27日付け地方紙において、和歌山南漁協による他の自治体からの補助金不正受給に関する記事が掲載されたことを受け、市においても内部調査を行ったところ、和歌山南漁協が絡む平成29年度イセエビ放流事業に関し、不適切と思われる会計処理が判明し（同処理については、平成29年度中に是正済み。）、さらに水産振興会を実施主体とする海面環境保全事業に関しても不適正な会計処理が行われていることが明らかとなった。

市では、この事態を重く受け止め、水産課が所掌する補助事業等について、民法（明治29年法律第89号）第724条に規定される20年を基本に、これらの関係書類が存する間における全ての事業を調査対象として、職員及び関係者等への聞き取りや証拠書類の確認、精査等を行った結果、平成29年度における他の補助事業においても不適正な支出が発覚した。

(2) 調査の結果（概要）

ア 海面環境保全事業費補助金

本補助金は、魚類等の繁殖をはじめ、船舶航行及び漁業操業の障害となるごみ類を組合員らが回収した際に、そのごみ回収量相応の補助を行うことで、田辺湾内の環境保全を図ることを目的として、市から水産振興会に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の全額

を交付するものである。

市の調査では、水産振興会から提出のあった実績報告書における事業費201,680円のうち、適正と判断されたのは25,300円であり、差額の176,380円については、和歌山南漁協湊浦支所から提出された事業報告書に記載された実際のごみ回収量を基本として、水産振興会事務局を担当する水産課の職員が交付を受けた補助金額に余剰が発生することのないよう水増ししたごみ回収量を記載した実績報告書を作成したことを確認しており、その結果、市は、174,700円の補助金を過大に支出していた。

イ マダイ放流育成事業費補助金

本補助金は、マダイ種苗を放流サイズまで中間育成し、田辺湾内へ放流することにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費1,088,444円のうち、実際に支出が確認できたのは252,086円であり、差額の836,358円については、中間育成に要する人件費や飼料費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、373,957円の補助金を過大に支出していた。

ウ イサキ放流育成事業費補助金

本補助金は、イサキ種苗を放流サイズまで中間育成し、田辺湾内へ放流することにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費5,329,371円のうち、実際に支出が確認できたのは2,949,373円であり、差額の2,379,998円については、中間育成に要する人件費や飼料費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、1,175,314円の補助金を過大に支出していた。

エ クエ放流育成事業費補助金

本補助金は、クエ種苗を放流サイズまで中間育成し、田辺湾内へ放流することにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費408,096円のうち、実際に支出が確認できたのは73,448円であり、差額の334,648円については、中間育成に要する人件費や飼料費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、163,276円の補助金を過大に支出していた。

オ ガシラ放流育成事業費補助金

本補助金は、ガシラ種苗を放流サイズまで中間育成し、田辺湾内へ放流することにより漁業経営の安定化を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費651,028円のうち、実際に支出が確認できたのは322,792円であり、差額の328,236円については、中間育成に要する人件費や飼料費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認して

おり、その結果、市は、138,604円の補助金を過大に支出していた。

カ ナマコ漁場造成事業費補助金

本補助金は、浅海域の磯根漁場機能の再生に取り組む漁業協同組合等の団体に助成を行う市に対する県補助事業及びナマコ種苗の人工生産に対する市補助事業の合併事業であり、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において、県補助事業については補助対象事業費の3分の2（うち県補助金3分の1）、市補助事業については補助対象事業費の2分の1をそれぞれ交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費1,003,089円のうち、実際に支出が確認できたのは173,274円であり、差額の829,815円については、用船料及び人件費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、462,111円の補助金を過大に支出していた。

キ 水産物販売促進事業費補助金

本補助金は、当地で漁獲される水産物の地域ブランド化を図りながら、県内外を問わず広く消費者に印象付けるための積極的な販路拡大等を実施することにより、本市漁業全般の活性化を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費1,721,402円のうち、実際に支出が確認できたのは1,592,725円であり、差額の128,677円については、販売促進用の魚の買上費や出張旅費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、64,339円の補助金を過大に支出していた。

ク 地域水産物加工商品開発事業費補助金

本補助金は、当地の特色ある水産物の販路拡大を図るため、これらを活用した新たな加工商品開発に対する側面的支援を行うことを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費403,000円のうち、実際に支出が確認できたのは200,000円であり、差額の203,000円については、新商品開発及びレシピ作成に関する委託費において、虚偽の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、100,000円の補助金を過大に支出していた。

ケ ヒロメ販売市場拡大事業費補助金

本補助金は、ヒロメの認知度をアップさせるための販売促進やPR活動等により漁業経営の安定化を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費287,481円のうち、実際に支出が確認できたのは14,860円であり、差額の272,621円については、販売促進用のヒロメ買上費及び出張旅費などにおいて、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、136,310円の補助金を過大に支出していた。

コ 漁場環境改善事業費補助金

本補助金は、田辺湾内において、海底内の窒素及びリン等の有機物を漁船に設置したすきを用いて海中へかくはんさせることにより底質改善を行い、漁場環境の改善及び漁獲量の回復を図ることを目的として、市から和歌山南漁協に対して予算額の範囲内において補助対象事業費の2分の1を交付するものである。

市の調査では、和歌山南漁協から提出のあった実績報告書における事業費2,170,000円のうち、実際に支出が確認できたのは939,394円であり、差額の1,230,606円については、用船料及び人件費において、虚偽又は架空の領収証等を添付していたことを確認しており、その結果、市は、530,303円の補助金を過大に支出していた。

4 当該議決を踏まえて講じた措置

(1) 補助金交付要綱の制定

水産増養殖及び水産振興に関する事業費補助金において、補助対象となる者、補助対象となる事業及び補助対象となる経費等の対象範囲について明文化した個別の補助金交付要綱を制定するとともに、今後、新たに実施する事業においては、その都度要綱を制定する。

また、補助金交付申請者に対し、補助金交付事務の適正な執行及び手続を理解してもらうための説明を行うなどし、補助金等交付規則はもとより、補助金交付要綱等に則った補助金交付事務の確実な運用を図る。

(2) 各種提出書類における審査の厳格化

和歌山南漁協から提出された補助金実績報告書に添付された領収証等の根拠書類について、領収証等に加えて使途が明らかとなる明細書類の提出を求めるとともに、事業担当者に対し、必要に応じて直接聞き取り調査を行うなど、事業目的・趣旨に沿った支出であったかなどを含めた厳格な審査を実施する。

また、実際に支払が行われていることを確認するため、原則口座振込による方法へと改めさせ、やむを得ず現金で支払をしなければならなかった場合においては、和歌山南漁協で管理・保管している帳簿等との突合調査を必要に応じて実施する。

なお、これまで和歌山南漁協から補助金実績報告書等の提出がなされた場合において、当該補助事業に係る補助対象となる経費と、補助対象とはならない経費が混在して記載された領収証や明細書等が添付され、これに補助対象として計上する金額を手書きしたものが多く見受けられたことから、補助事業の執行における透明性・客観性を確保するため、補助事業ごとに補助対象となる経費と、補助対象とはならない経費を仕分した請求書等で個別に支払処理を行わせることとし、やむを得ずこれら経費を仕分することができず一括支払処理を行った場合については明確な理由を付した理由書を添付させる。

(3) 市直営の放流事業における執行手法等の改善

市直営の放流事業の執行に当たっては、複数職員による立会いを行うとともに、はかり等による数量確認を行うなどの厳格な実地検査を実施する。また、放流種苗の調達に当たっては、直接市が調達し、支払をする方式へと改める。

(4) 海面環境保全事業費補助金の廃止

海面環境保全事業費補助金を廃止する。ただし、操業中に漁業者が回収したごみの廃棄物処理施設への運搬については、その量に応じ、職員自ら又は市が依頼する廃棄物収集運搬業者において行う。

(5) 市水産課が事務局を担当する関連団体における会計事務の改善

水産課が事務局を担当する関連団体の会計事務について、原則口座振込による方法へと改めるとともに、このことに伴う支出調書様式の見直しを図る。また、当該関連団体の通帳について、複数職員において残高及び執行状況を定期的に確認するとともに、さらに、これまで同一職員が行っていた関連団体の会計事務及び市の補助金執行事務をそれぞれ別の職員が行うことで内部けん制の強化を図る。

(6) 水産関係団体における収支の改善

水産振興会の収支について、支出の圧縮に努めるとともに、構成団体からの負担金を増額することにより年間支出額が年間収入額を上回らないよう運営改善を行う。